

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

【目次】

《本書の構成》

■ 1. はじめに	5
■ 2. 検証ポイント	7
■ 3. 検証ポイントに関する運用例	21
● 事例1 「企業の実態的な財務内容について」	23
● 事例2 「多額の代表者報酬により赤字となっていることについて」	25
● 事例3 「代表者の資力を法人・個人一体とみることについて」	27
● 事例4 「代表者の長男の支援について」	29
● 事例5 「技術力について」	31
● 事例6 「技術力に関する大手企業との取引状況や金融機関の評価態勢について」	33
● 事例7 「販売力について」	35
● 事例8 「商品実績や新規販売経路の開拓について」	37
● 事例9 「代表者等個人の信用力や経営資質について」	39
● 事例10 「業種の特性について」	41
● 事例11 「収支計画の具体性及び実現可能性について」	43
● 事例12 「経営改善状況と今後の見通しについて」	45
● 事例13 「経営改善計画を下回っているものの十分なキャッシュフローが確保されている場合、または、その見込みが確実な場合等について」	47
● 事例14 「外部要因による一時的な影響により経営改善計画を下回った場合について」	49
● 事例15 「支援の意思と再建の可能性について」	51
● 事例16 「貸出条件及びその履行状況について」	53
● 事例17 「貸出条件の変更に至った要因の検討について」	55
● 事例18 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(1)」	57
● 事例19 「書替え継続中の手形貸付に係る貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて(2)」	60

- 事例20 「法定耐用年数内での期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」…………… 63
- 事例21 「信用保証協会保証付貸出金に対し期限延長を行った場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」… 65
- 事例22 「担保・保証等で保全されている場合の貸出条件緩和債権（元本返済猶予債権）の取扱いについて」…………… 67
- 事例23 「債務者の状況が好転し信用リスクが軽減した場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」…………… 69
- 事例24 「経営再建計画に沿った経営再建が見込まれる場合の貸出条件緩和債権の取扱いについて（いわゆる卒業基準）」…………… 72
- 事例25 **【削除】**
- 事例26 「要注意（要管理）先債務者において、経営再建計画に沿って、既存の債務を資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）に転換した場合の取扱い」…………… 74
- 事例27 「一時的かつ外部的な影響により赤字や債務超過となった企業の判断」…………… 77

※「事例25」は削除されています。

事例 1

〔検証ポイント〕

企業の実態的な財務内容について

 概況

債務者は、当金庫メイン先（シェア100%、与信額：平成13年3月決算期30百万円）。店周先の商店街で家電販売業を営む取引歴15年の先である。

 業況

5年前近隣地区に大型量販店が進出した影響を受け、売上は徐々に減少し前期では50百万円とピーク時の2/3の水準になっている。そのため、2期連続の赤字（前期1百万円）を計上し前期に債務超過（前期末1百万円）に陥っている。従業員は現在夫婦2人のみである。

代表者は、商店街の会長を長く務めた人物で人望もあり、事業継続の意欲は強い。しかし、連続赤字で債務超過にあることから返済財源は捻出できず、このため、代表者が定期的に債務者に貸し付ける（前期末残高20百万円）ことにより返済している。なお、貸出金は自宅兼店舗取得資金等であるが、条件変更は行っておらず、延滞も発生していない。

また、代表者は、個人として賃貸物件等の資産を多額に保有し、当該賃貸物件からの現金収入も多額にある。

最近、同業他社との連携やアフターサービスの充実に力を入れており、その効果から赤字は解消傾向にある。

 自己査定

当金庫は、代表者からの借入金を債務者の自己資本相当額とみなすと資産超過であり、延滞の発生もないことから、正常先であるとしている。

〔解説〕

1. 売上の減少により連続赤字を計上し、債務超過に陥っている債務者については、一般的には、当該債務者の財務内容からは返済財源が認められず、要注意先以下の債務者区分に相当する場合が多いと考えられる。

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.20

No.21

No.22

No.23

No.24

削除

No.26

No.27

しかしながら、中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、代表者からの借入金により資金調達が行われ、それを原資に金融機関へ返済が行われている場合があり、このような場合、債務者の実態的な財務内容及び返済財源を確認する必要がある。

2. 本事例の場合、債務者の経営実態を踏まえれば返済能力は認められないが、債務者区分の判断に当たり、当該代表者からの借入金については、これを自己資本相当と考えることは可能である。その場合、債務者の財務内容は実質的に大幅な資産超過となる。一方、債務者区分の判断に当たっては、こうした債務者の実態的な財務内容のほか、貸出条件やその履行状況、債務者の今後の業績改善の見込や、今後の代表者個人の返済余力等を総合的に勘案し判断することが必要である。こうした検討の結果、最近の業況や今後の収益性を踏まえた今後の赤字見込額に比し実質的な資産超過額が十分にあり、かつ、代表者に今後の正常返済を履行するための十分な返済余力、資産余力があるならば、正常先に相当する可能性が高いと考えられる。
3. なお、代表者が返済を要求することが明らかとなっている場合（決算書等における代表者からの借入金の推移により確認等）には、これを自己資本相当額とみなすことには問題があると考えられる。

事例 2

〔検証ポイント〕

多額の代表者報酬により赤字となっていることについて 概況

債務者は、当信金メイン先（シェア55%、与信額：平成13年3月決算期100百万円）。地元スーパー等を主な顧客とした広告代理業を営む業歴10年超の会社であり、当信金とは創業当時から取引がある。

 業況

最近の景気低迷等の影響から売上は横ばいとなっており、2期連続して赤字を計上し、繰越欠損金（30百万円）を抱えている。当金庫は、経常運転資金に加え、5年前に事務所改装資金に応需している。債務者の赤字は、売上が低迷している中においても、相変わらず多額の代表者報酬や支払家賃を計上していることが主な要因である。当金庫は、今期、代表者報酬の削減について強く指導していく方針を持っている。なお、現在まで延滞や条件変更の発生はない。

 自己査定

当金庫は、現状、多額の代表者報酬が赤字の原因であり、返済は正常に行なわれていることから、正常先としている。

〔解説〕

1. 中小・零細企業等の債務者区分の判断に当たっては、その業種にもよるが、販売コストの大部分を代表者等に対する報酬や家賃の支払いが占める場合があり、こうした場合、代表者等に対する報酬の多寡が売上の増減と相俟って、債務者の決算に大きな影響を及ぼすことになる。

したがって、中小・零細企業等の場合、赤字・債務超過が直ちに、要注意先以下の債務者区分であるとすることなく、赤字の発生原因や金融機関への返済状況、返済財源について確認する必要がある。

事例

No. 1

No. 2

No. 3

No. 4

No. 5

No. 6

No. 7

No. 8

No. 9

No.10

No.11

No.12

No.13

No.14

No.15

No.16

No.17

No.18

No.19

No.20

No.21

No.22

No.23

No.24

削除

No.26

No.27

2. 本事例の場合、赤字の要因が多額の代表者報酬等にあるとされているが、このことが財務諸表等により確認ができ、かつ、当信金への返済が代表者個人の資産から賄われており、今後とも返済が正常に行なわれていく可能性が高いならば、正常先に相当する可能性が高いと考えられる。

3. なお、その際には、代表者個人の収支状況、借入金、第三者への保証債務の有無等について確認する必要がある。

仮に、代表者個人の収支や借入金等の状況から、今後の約定返済に支障をきたすと認められる場合には、要注意先以下に相当するかを検討する必要がある。

また、その確認に当たっては、代表者の確定申告書、他金融機関、ローン会社等の抵当権の設定状況等に基づき行うことが考えられる。

金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕【平成26年1月】

[定価] 本体500円＋税

発行日 2014年8月12日 第1刷

発行所 株式会社 経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03(3267)4811 制作03(3267)4897

無断複製・転用を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。